

令和9年度放課後児童クラブ(学童クラブ)の児童を募集します

 入所希望の学童クラブによって、申込先が異なりますのでご注意ください。

1. 対象児童

吉岡町に住所を有する小学1年生～6年生までの児童で、保護者の労働等により家庭が留守となる児童

※ただし、駒寄幼稚園学童クラブ「イーハトーブ」は、卒園児対象者および継続者で定員数となった場合は受け入れを行えない場合があります。

2. 申請書受付期間 令和8年11月2日(月)～11月30日(月)

3. 提出書類

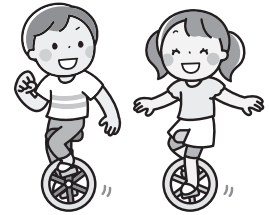
【入所申請書】入所希望児童1人につき1部

【就労証明書】父、母・同居親族(同じ住所地で別世帯、同一敷地内含む)のもの

※複数の児童の申請の場合、全ての児童氏名を記入し保護者1人につき1部を下の学年の児童の入所申請書に添付してください。上の学年の児童にはコピーを添付してください。

※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の人が必要になることがあります。

※居宅外で自営業を営んでいる場合は、事業がわかる書類(営業許可書、開業届、商業登記簿謄本、確定申告書の写しなど)を添付してください。



【その他、該当する人は次の書類が必要です。】

該当条件	必要書類
病気など	医師の診断書、障害者手帳などの写し
同居の病人の介護	介護を受ける人の「診断書」、「障害者手帳の写し」、「介護保険被保険者証の写し・介護スケジュール」など
出産	出産予定日の入った医師の「診断書」または出産予定日が記載された「母子健康手帳の写し」など
就学(修学)	就学先機関が発行した「在学(通学)証明書」、「授業のカリキュラムの写し」など

4. 学童クラブ一覧および運営事業主体

	対象校区	クラブ名	住 所	運営主体
公設クラブ	駒寄小	駒寄第1学童クラブ	大久保2338番地12(1階)	指定管理者 吉岡町社会福祉協議会(※)
		駒寄第2学童クラブ	大久保2338番地12(2階)	
		駒寄第3学童クラブ	漆原1387番地	
	明治小	明治学童クラブ	北下476番地1	
		明治第2学童クラブ	北下438番地1	
民設クラブ	町内全域	駒寄幼稚園学童クラブ「イーハトーブ」	漆原953番地1	学校法人 栗原学園 (認定こども園駒寄幼稚園)

※公設クラブについては、指定管理者吉岡町社会福祉協議会による運営を令和9年3月31日をもって終了します。

5. 申請書類などの取得方法

●それぞれの運営主体のホームページからダウンロードするか、それぞれの窓口で受け取ってください。



6. その他

- 入所決定は先着順ではありません。
- 申し込み人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育の必要性が高い児童を優先します。
- 公設クラブと民設クラブの同時申請はできません。
- 入所決定通知または不承諾通知は令和9年1月下旬頃に郵送します。

7. 保育時間

クラブ名	保育時間
【公設クラブ】 駒寄第1・第2・第3学童クラブ 明治学童クラブ、明治第2学童クラブ	・平 日 下校時～18:30 ・土曜日 7:30～18:30 ・小学校の長期休み期間(春・夏・冬休み) 7:30～18:30
【民設クラブ】 駒寄幼稚園学童クラブ 「イーハトーブ」	・平 日 下校時～18:40 ・土曜日 8:00～17:00 ・小学校の長期休み期間(春・夏・冬休み) 7:30～18:40

8. 休所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他指定する日(災害時など)

9. 保育料等

【公設クラブ】 駒寄第1・第2・第3学童クラブ、明治学童クラブ、明治第2学童クラブ

保育料：月額7,500円

おやつ代：月額2,000円～2,500円程度

※保育料の減免制度の拡充(住民税非課税世帯など)を予定しています。

※希望者には、夏休み中などの給食支給(1食500円程度)を予定しています。

※その他、クラブ活動に必要な費用を負担していただく場合があります。

【民設クラブ】 駒寄幼稚園学童クラブ「イーハトーブ」

保育料：月額7,500円

おやつ代：月額2,000円～2,500円程度

※園バスによる明治小学校へのお迎えも行っています。

利用される場合、お迎え費用(バス代：月1,000円)が別途必要となります。

※希望者には、夏休み中の給食支給(1食390円)があります。

※その他、クラブ活動に必要な費用を負担していただく場合があります。



10. 申請・問い合わせ先

クラブ名	提出先および受付時間
【公設クラブ】 駒寄第1・第2・第3学童クラブ 明治学童クラブ、明治第2学童クラブ	【新規申請】 吉岡町社会福祉協議会 吉岡町大字南下1333番地4 ☎0279-54-3930 8:30～17:15(㊟・㊞除く) 【継続申請】 現在所属の各学童クラブ

※公設クラブについては、指定管理者吉岡町社会福祉協議会が運営を行っていますが、社会福祉協議会による運営は令和9年3月31日をもって終了し、令和9年4月1日以降、新たな運営事業者に移行される予定です。

クラブ名	提出先および受付時間
【民設クラブ】 駒寄幼稚園学童クラブ 「イーハトーブ」	認定こども園駒寄幼稚園 吉岡町大字漆原953番地1 ☎0279-54-7144 8:00～17:00(㊟・㊞除く)

令和8年
10月1日(木)から

吉岡町こども家庭センターを開設しました ～妊娠・出産期から子育て期まで一元的にサポート～

これまでの、主に妊産婦や乳幼児の相談などに関すること(母子保健)と、子育ての不安や悩み、虐待などの相談などに関すること(児童福祉)の機能を統合し、一体的な組織として連携を強化し相談・支援を行います。

ひとりで悩まずに気軽に相談してください。相談内容に応じて、保健師や社会福祉士、心理士などの専門職が相談に応じます。



▶ 問い合わせ先

子育ての不安や悩み、虐待などに関すること
子育て支援室 ☎26-2248

妊娠・出産、こどもの発達や発育などに関すること
健康づくり室 ☎54-7744

保育施設などの利用料の無償化について

認可外保育施設、一時預かり事業などを利用する児童の保護者に対して、利用料を上限額の範囲内で無償化します。

※利用料は、いったん施設などへお支払いいただき、その後、町へ請求していただきます。(償還払い)

令和8年10月利用分から給付上限額が引き上げられます

物価上昇や賃金動向などを踏まえた国の制度改正により、保護者負担の軽減を目的として給付上限額が引き上げられます。

● 対象となる児童

吉岡町在住で、保育所・認定こども園(保育所として利用)・企業主導型保育事業を利用していない、保育の必要性の認定を受けた児童

【対象となる児童の年齢と給付上限額】

4月1日時点の年齢	見直し後上限額
3～5歳	月額40,300円
0～2歳	月額45,700円

● 保育の必要性の認定について

無償化の対象となるには、事前に保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受ける前に利用した利用料は対象とならず、さかのぼって認定を受けることはできません。

認定要件や申請方法などの詳細は、町ホームページをご確認ください。



▲町ホームページはこちらから

申請・問い合わせ先 健康福祉課 子育て支援室 ☎0279-26-2248



台風の時期です!
情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

URL 登録は二次元コードから、または

t-yoshioka@sg-p.jp へ空メールを送信してください。

登録はこちら



友だち追加はこちら



ほっとメールの
配信内容を町公式
LINEでもご覧いただけます。

テレビリモコン
「d」ボタン

テレビのデータ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。また、群馬テレビのデータ放送では、気象・防災情報以外にも、町からの暮らしの情報なども随時掲載しています。

問い合わせ先 総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)